

176

桜の杜Ⅲ

協定区域	須磨区桜の杜 2 丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2016 年 7 月 12 日
	面 積	18,383.81 m ²		
用途地域	第 1 種低層住居専用地域		有効期間	2016 年 7 月 12 日～2025 年 2 月 16 日

協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の地盤面は、造成工事竣工時における現況地盤面の高さを変更しないものとする。
- (2) 建築物の階数は、2 階以下とする。
- (3) 建築物の用途は、戸建専用住宅に限る。
- (4) 立体式又は地下式の駐車場は設置してはならない。
- (5) 看板、広告板、廣告塔、その他これらに類するもの及び自動販売機は、設置してはならない。
- (6) アンテナの設置はしてはならない。
- (7) 電気の施設、ガスの施設、上下水道の施設その他これらに類する公益上必要な工作物、又は建築物、第一種低層住居専用地域に建築可能な集会室並びに協定区域内の土地及び住宅の販売を目的として設置する事務所（建築基準法第 85 条第 6 項に規定する仮設建築物の許可を受けた場合に限る。）等については、前各号の規定は適用しない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

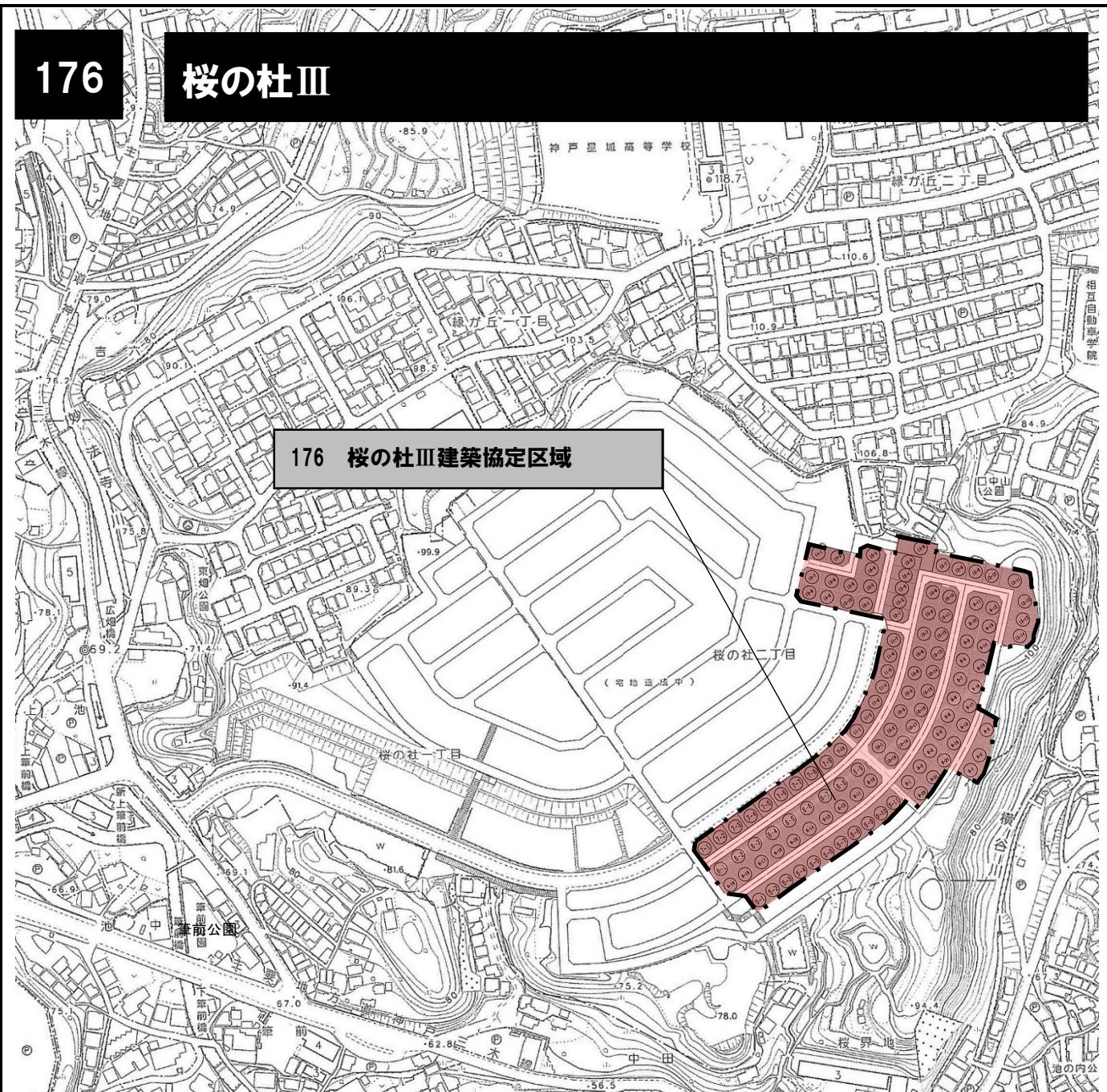
運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

176

桜の杜Ⅲ

176 桜の杜Ⅲ建築協定区域



位置図

